

第11次中央区交通安全計画（中間案）に対するご意見と区の考え方

<取扱い>

◎計画に盛り込まれているもの

☆採択には至らないと判断したもの

○事業として実施するもの・事業として実施しているもの

—その他

1. 計画全体について

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	該当箇所
1	歩行者中心、歩行者第一を原則として、まちづくりを進めることを要望する。	◎	本計画は、「人優先の交通安全」を基本理念とする、国の「交通安全基本計画」および都の「東京都交通安全計画」に基づき策定しており、新たに「子供の交通安全の確保」を施策の重点に加え、通学路等の交通安全の確保をはじめ、歩行者保護を主体とした各種施策を推進します。 また、運転者・歩行者双方に対する横断歩行者の安全確保に関する教育を推進するほか、特に、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、歩行者に対する保護意識の向上を図ります。 さらに、横断歩行者妨害等の交通事故防止に資する指導取締り、通学路等における指導取締りを推進します。	第1部総論 第2部第1章 第2部第2章 第2部第3章 第2部第4章
2	中央区の課名や施設名の名称において、すでに、「子ども」を採用しており、統一するため「子供」の記載を、「子ども」に改めることを求める。	☆	中央区公文規程では、公文に用いる漢字の範囲は、常用漢字表によるものとし、常用漢字表では、「子供」と表記します。 国の「交通安全基本計画」および都の「東京都交通安全計画」では、第10次計画から「子供」と表記することとしたことから、本区においても第10次中央区交通安全計画から「子供」と表記しています。	—

2. 道路交通環境の整備について

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	該当箇所	
3	歩道と車道の間にある段差は、ご高齢のかたの躓きや車いす・ベビーカーの通行において、障害になるため、段差をゼロにすることを求める。 その際は、目の不自由な方のための道路境界を示す段差を残すエリアも一部作ることで、両方の障がい配慮を行うことを求める。	◎	本計画においては、東京2020大会後のまちづくりや人口増加などを見据え、外国人や高齢者、障害者など、誰もが安全で安心して移動できる道路環境を整備するため、道路交通情勢の変化に的確に対応した道路・交通安全施設等の設置を進め、道路空間のバリアフリー化を推進します。 このほか、防護柵の整備に努めるほか、既存歩道橋については、高齢者や障害者等の利用者に配慮し、周辺の交通や利用状況に応じて、平面歩行の横断歩道化など、利用しやすい環境整備に向けて検討を進めます。	第2部第1章 3 交通安全施設等の整備	
4	工事終了箇所について、歩道及びガードレールを完備した道路に整備することを要望する。	◎			
5	晴海地区の2ヶ所の歩道橋については、バリアフリーでないため、撤去し横断歩道を設けることを要望する。	—			
6	街灯が不十分なため夜間に必要な照度を確保できていない箇所や凹凸により安全に歩行できない箇所について、早急に是正すること。	◎			職員の日常点検により照度不足や路面の段差等を発見した場合は、速やかに補修等実施しています。
7	清澄通りと区画街路との交差点について、右折車線と右折信号がなく、右折車両と横断歩道を歩く歩行者との交錯がよく見られるため、可能な限り右折車線と右折信号を整備して安全を図ること。特に月島第二児童公園の南側の交差点が危険であるため、是正を要望する。	—			信号機の整備にあたっては、周辺の交通事情等を総合的に勘案して、交通状況に応じた整備を推進します。 また、高齢者等の交通弱者を車両から分離するための交通規制や信号機の整備・改善に努めます。 (第3章 道路交通秩序の維持)
8	信号機整備では、完全歩車分離式の導入を図る旨の文言の追加をお願いする。	○			
9	道路等の情報共有アプリである「my city report」に中央区も参加して、区民からの情報提供を受けることを要望する。	○			中央区道路維持管理計画に基づき、職員や委託業者による日常点検や定期点検や巡回警備を行うことで、損傷等の早期発見に努めるとともに、区民等が発見した場合は電話などにより通報を受け速やかに対応しております。 今後もこうした体制を維持し、安全・安心な施設利用ができるよう適正管理に努めるとともに、情報共有アプリシステム等を導入した自治体の動向を注視し、活用の検討をしてまいります。

10	区内の全通学路、通園路を点検し、交通事故やブロック塀倒壊等の危険性を除去することを要望する。	◎	本計画では、新たに「子供の交通安全の確保」を施策の重点に加え、通学路等における交通安全を確保するため、道路実態に応じ、関係機関、学校、保育所等が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。	第2部第1章 4 安全・安心な生活道路の整備
11	登下校の交通危険区域箇所があった場合、その気づいた区民が、区に伝える場所の設置をお願いします。	—	区では、PTAと合同の通学路点検を実施しており、交通管理者及び道路管理者と危険箇所を共有し、改善に努めています。	
12	全区立小中学校のスクールゾーン、ゾーン30を見直し、適切な配置となっているか、新たに定めるべき箇所はないかの総点検を行うことを求める。	○	スクールゾーンについては、学校、PTA、警察、道路管理者等が連携して、必要に応じて見直しを行っているほか、通学路点検を実施するなどして、子供の交通安全の確保に努めています。 また、ゾーン30については、区域を定めて時速30キロの速度規制を実施するとともに、各種の交通安全対策を組み合わせることにより、安全対策を推進しており、今後も、生活道路における安全対策が必要と認められる区域には、ゾーン30の整備を検討するほか、既に指定済みの区域についても、より実効性のある対策となるよう、更なる安全対策の実施に努めます。	
13	勝関橋の自転車通行の路面表示が車道の車線内に入っているため、是正することを要望する。	—	歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車歩行者道（構造的分離、視覚的分離）や自転車ナビマーク・ナビラインなど、地域の道路事情に応じた整備手法により自転車通行空間の整備を進めます。	第2部第1章 5 自転車利用環境の整備
14	区道、都道において、主要な箇所には、すべてにおいて、自転車専用レーンを作るように求めます。どのように整備拡大するかのビジョンも示すようにお願いします。現状整備できている様子を、区道、都道、国道合わせてマップに示すことを求めます。理由は、マップで示すことで、回遊性なり、連続性があるかがわかるためです。	—	歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、自転車歩行者道（構造的分離、視覚的分離）や自転車ナビマーク・ナビラインなど、地域の道路事情に応じた整備手法により自転車通行空間の整備を進めます。 今後も、歩行者や自転車がともに安全で快適に通行できる道路空間を創出するため、引き続き、国、都、関係機関と連携し、自転車利用者のルール・マナーの向上を図るとともに、道路の幅員構成など実情に応じた自転車通行環境の整備を進めてまいります。さらに、自転車利用環境の充実を図るために「自転車活用推進計画」の策定を検討していきます。	
15	コミュニティサイクルにおいては、その駐輪スペースの適切な賃貸料を回収するようにお願いします。	—	公有地については、区が実施している事業であるため、運営事業者が無償で貸与しています。私有地については、運営事業者が用地確保をしているため、区では把握しておりません。	
16	放置自転車をなくすため、区内の全区立駐輪場について、一時利用ができるようにすること。料金徴収の点から難しい場合には、無料で開放することを要望する。	○	区立駐輪場では、全21カ所で定期利用を行っており、そのうち14カ所で一時利用を実施しています。 定期利用の状況や一時利用の要望を踏まえ、定期利用から一時利用への転用について検討していきます。	
17	晴海選手村跡地開発もあり、晴海に早期に大量交通輸送機関の設置が求められる。「都心部・臨海地域地下鉄構想」もあるが、実現まで、時間を要し、場合によっては、実現しないリスクもある。 再度、ゆりかもめの延伸（豊洲➡晴海➡勝どき➡新橋による環状化）も再度検討の視野に入れ、複数のアプローチを試みることを求める。	—	晴海地区における交通需要の増加に速やかに対応し、地域の発展を支える新しい公共交通機関として、都心と臨海地域とを結ぶ東京BRTが、令和2年10月からプレ運行を開始しています。 また、本格運行は、環状第2号線本線トンネル開通後の令和4年度以降を予定しており、さらに検討路線である東京駅ルートについても着実に運行できるよう関係機関に働きかけます。 さらに、「都心部・臨海地域地下鉄構想」については、検討の深度化や、関係機関との連携の強化を図り早期実現に向け、国や都へ要請してまいります。	

18	朝潮運河親水公園及び月島川みどりの散歩道を早期に全面的に整備し、連続した安全で快適な歩行者路を確保することを要望する。	◎	人々にやすらぎを与える憩いの場としてだけでなく都心における安全な子供の遊び場としての公園及び人々が安全・安心・快適に利用できるようなおいある緑道を整備します。	第2部第1章 9 その他の道路交通環境の整備
19	電線の地中化するのはよいが、街路樹をむやみに伐採することは避けるようお願いする。	○	街路樹は道路利用者に快適な空間を提供するとともに、大気浄化やヒートアイランド現象を緩和する風の道づくりなど多くの効用をもつことから、いただいたご意見を今後の街路事業の参考とさせていただきます。	
20	子ども人口の増加に関わらず、遊び場が確保できておらず、路地は、車両を通行止めにし道路開放できる箇所を増やすことを求める。	◎	警察や青少年対策地区委員会、地元住民の理解と協力を得て、曜日や時間を決めて車両通行止めにし、道路開放を実施しています。引き続き、公園整備等を進め、子供の遊び場の確保に努めます。	
21	コロナ禍、飲食店などの経済対策の意味も込め、道路占用の緩和がなされている。同緩和制度の普及と、コロナ後も継続することを求める。	○	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、引き続き令和3年9月30日まで路上利用の占有基準を緩和しております。今後は、国や都の動向、法改正を踏まえ、適切に道路占有許可を行ってまいります。	

3. 道路交通秩序の維持について

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	該当箇所	
22	横断歩道標識の視認性向上、もしくは信号化を希望する。	◎	交通実態に対応した交通規制を実施するとともに、道路標識の大型化・超高輝度化や道路標示の高輝度化に努めます。 また、交通事故発生危険性が高い交差点等については、現場での見分を行い信号機の新設、感応制御、音響信号等、実情に応じた施設の整備を進めます。	第2部第3章 2 交通規制の推進	
23	生活道路については原則一方通行とし、通過交通を極力減らすことを要望する。	◎	第2部第1章4に記載の安全・安心な生活道路の整備を推進するほか、抜け道対策として、一方通行規制やゾーン30の区域設定など、通過車両を抑制する対策を推進します。		
24	道幅の広い横断歩道においては、高齢者が渡り切れるように歩行者横断時間の延長を行う旨の記載を求める。	○	高齢者等の利用が多い交差点等については、個別に歩行者用信号の青色延長を含む交通規制を見直し行うなど、交通実態に対応した交通規制を実施し、交通安全や道路利用者の利便性の向上に努めます。		
25	駐停車禁止の違反取締り強化を希望する。	◎	違法駐車は、交通渋滞や交通事故の原因となり、解決しなければならない重要な課題です。 本計画では、違法駐車重点的取締りや違法駐車防止の啓発等の強化、地域実態に応じた駐車規制の推進などの施策に取り組みます。	第2部第3章 3 駐車・駐輪秩序の確立	
26	駐車場待ちの車列による渋滞緩和をお願いしたい。	◎			
27	時間制限駐車区間の対象時間以外の時間を駐車禁止として、駐車車両をなくすことを要望する。	◎			
28	道路交通法38条に準じた横断歩道における歩行者優先義務違反取締り強化を希望する。	◎	交通事故実態等の緻密な分析に基づき、飲酒運転、無免許運転、速度超過や信号無視、横断歩行者妨害等の交差点違反等重大交通事故の直接又は主要な原因となっている違反に重点を置いた指導取締りを推進します。	第2部第3章 4 指導取締りの強化	
29	バイク運転手の道路交通法違反行為が気になるため、警察署と連携した指導及び取締り強化をお願いしたい。	◎			
30	区内全域において、最近違法なアシストでない電動自転車や電動キックボード、電動スケートボードの走行が見られるため、中央区と警察が連携して取締り是正することを要望する。	◎			
31	区内全域で二輪車騒音が見られない状況になるまで、二輪車排気音に対する街頭検査の頻度を上げることを要望する。	◎			二輪車排気音に対する街頭検査を実施し、取締りを推進します。
32	トラックについて、違法に改造して騒音を発生している車両や、クラクションをあいつ代わり違法に鳴らしている車両が多く見られるため、中央区と警察、業界団体が連携して取締り是正すること。	◎			整備不良車両や不正改造車の走行は、道路交通秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染・騒音等により環境悪化の要因ともなっています。関係機関と連携し指導取締りを実施します。 なお、警音器の使用については、道路交通法により「法令の規定により警音器を鳴らさなければならないこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。」と規定されているほか、他の車両等の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる方法で使用した場合、妨害運転に該当する場合があります。 本計画では、妨害運転等に対する積極的な捜査を推進します。

4. 個別に対応するもの

No.	ご意見の概要	取扱い	区の考え方	該当箇所
33	晴海中学校の朝潮運河側の通路について、歩道として位置付け拡幅することを要望する。	—	区、都の整備担当や事業者にお伝えいたします。	第2部第1章 3 交通安全施設等の整備
34	勝どき見晴らし公園前の防潮堤の整備が完了し、既存の不要となった防潮堤と陸閘が道路の見通しを阻害して危険なため、撤去することを要望する。	—		
35	隅田川の高規格堤防について、整備されていない中央区セレモニーホール裏等の箇所を早期に整備し、連続した安全で快適な歩行者路を確保することを要望する。	—		
36	区内の大規模工事について、事業者に近隣住民や近隣学校との間で登下校時の工事車両の出入り等について協議し、安全な通学路を確保することを義務付けることを要望する。	—		第2部第1章 4 安全・安心な生活道路の整備
37	民間開発においては超高層開発において、駐車場付置義務の結果、非常に多くの駐車台数を確保することとなっている。都心において、車を保有する台数は、郊外とは異なるため、さらなる駐車場付置義務の緩和ができるように制度変更を求める。	—		第2部第1章 7 駐車場施設の整備・拡充
38	勝どき見晴らし公園脇の中央区環境土木部の資材置場も危険な万年堀があるため、勝どき3丁目に新設した資材置場に移転、集約し、公園を拡張することを要望する。	—		第2部第1章 9 その他の道路交通環境の整備
39	東京湾管理事務所月島分庁舎の危険なブロック塀を撤去し、セットバックすることを要望する。	—		
40	区内の自転車シェアリングについて、整備不良の自転車が多く見られ危険なため、事業者には是正するよう指導することを要望する。	—		第2部第4章 3 車両の安全性の確保
41	防災拠点に向かう緊急車両等の通行ルートは、現状1か所の指定となっている。二か所以上からのアプローチができるように路線を複数認定することを求める。	—		第2部第7章 3 災害発生時における交通規制と救助体制